

控除対象外消費税問題解消のために、新たな税制上の仕組みの構築
を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月14日

提出者

中 島 謙 二
白 石 恵 子
原 成 充
田 中 明 美

高 橋 雅 彦
尾 村 利 成
森 山 健 一

遠 藤 力 一
田 中 八洲男
洲 浜 繁 達

(別紙)

控除対象外消費税問題解消のために、新たな税制上の仕組みの構築
を求める意見書

控除対象外消費税問題の解決は、地域医療を支える医療機関の健全な運営にとって喫緊の課題である。

社会保険診療等が消費税非課税であるため、医療機関は仕入れに対して支払った消費税を控除することができず、大きな負担となっている。その仕入れにかかった消費税額相当分については、診療報酬に上乗せして補填される仕組みとなっているが、税率が8%に上がった平成26年度の診療報酬改定では、厚生労働省の計算ミスにより大幅な補填不足が生じていることが今年7月に明らかとなっている。

平成31年10月に税率が10%へ引き上げられる際の対応について、国は「医療保険制度の中でより精緻な対応とする」との方針を示しているが、個々の医療機関の仕入れ構成や高額な設備投資などに対応しきれず、不公平な制度と言わざるを得ない。

このまま消費税率が引き上げられれば、社会保障の充実を目的とするはずの増税によって医療機関の経営を圧迫し、ひいては地域医療の崩壊につながることを懸念される。

この問題を解決するため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 「控除対象外消費税問題」の解消に向け、個別の医療機関ごとの診療報酬による補填額と控除対象外仕入れ税額を比較し、申告により補填の過不足に対応する新たな税制上の仕組みを導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

【平成30年12月14日原案可決】